

慶弔見舞金規程

- 第1条 (目的)
この規程は組合員に慶弔のあったときの慶弔金および見舞金の支給について定める。
- 第2条 (支給事項の範囲)
慶弔金および見舞金を支給する場合は以下の各号のとおりとする。
- ① 本人の結婚
 - ② 本人または配偶者の出産
 - ③ 本人の業務上の事故等による死亡
 - ④ 本人の業務外の事由による死亡
 - ⑤ 配偶者、子、父母、同居の義父母、血族の兄弟の死亡
 - ⑥ その他必要と認められた時。
- 第3条 (届出義務)
① 組合員またはその関係者がこの規程により慶弔金または見舞金を受けようとするときは、その事実を証明する書類を添付し、届け出を要する。
② 前項の届け出は組合事務所に郵送で行うものとする。
③ 届け出がない場合は慶弔金または見舞金の支給は行わない。但し、やむを得ない場合で、執行役員が了承をした場合は支給することがある。
- 第4条 (受給資格)
この規程の適用は、満6ヶ月以上在籍する組合員に限るものとする。
- 第5条 (結婚祝金)
組合員が結婚したときは 5,000 円の結婚祝金を支給する。
なお、再婚の場合には、祝い金を半額にする。
- 第6条 (出産祝金)
組合員またはその配偶者が出産したときは、祝金として 5,000 円を支給する。
- 第7条 (弔慰金)
① 組合員が業務上の事故等により死亡した場合は、弔慰金として、50,000 円を支給する。
② 組合員が業務に起因しない事由により死亡した場合は、弔慰金として 30,000 円を支給する。
- 第8条 (家族の死亡)
組合員の家族の死亡については、以下の各号の弔慰金を支給する。

- ① 配偶者の死亡の場合 10,000 円
- ② 子、父母、同居の義父母 の死亡の場合5,000円
- ③ 血族の兄弟姉妹の死亡の場合 5,000 円

(遺族の範囲および順位)

前条に定める弔慰金を受ける権利を有する遺族の範囲及び順位は、労働基準法及び同施行規則の定めるところによる。ただし、社員が組合に対して、特定の順位を指定した場合においては、その指定した順位によるものとする。

第9条

(その他の慶弔見舞金)

組合が、前各条の他にこれに準ずる事態が生じたときは、その都度関係事情 を調査し、適当と認められる弔慰金もしくは見舞金を支給する。

第10条

(申請期間の定め)

事由が発生してから申請日までの期間は6か月以内とする。

(附 則)

本規程は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。